



令和8年度移住・定住促進支援事業 実施事業者を募集します

近年、田舎暮らしや地方移住が注目される中で、移住後の暮らしなどを体験したいというニーズが高まっています。移住後の生活イメージをより現実的に描き、移住前後のギャップを減らすことで、移住等の促進が期待されます。

そこで、丹波県民局では丹波地域における移住・定住に向けたツアー等の事業を支援することとし、当該ツアーを実施する事業者を募集します。

1 補助対象事業

丹波地域への移住・定住に向けて、補助対象者が取り組む、以下の全ての要件に該当する事業であること。

- （1）1つの旅程において、複数のコンテンツを提供する事業であること。
- （2）前項のコンテンツは、先輩移住者や地元住民との交流会、古民家見学等、参加者が丹波地域での移住後の暮らしを体験、体感できるものであること。
- （3）丹波地域内で開催される事業であること。
- （4）旅程は日帰りまたは一泊二日であること。

2 支援内容

（1）補助対象者

丹波地域（丹波篠山市、丹波市）に本店又は活動拠点を有し、移住・定住を促進する事業を扱う中小企業、中小企業団体（事業協同組合等）、小規模事業者、個人事業主等（地域団体や農業従事者等を含む）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- ① 政治、宗教、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行う者
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行う者
- ③ その他事業の趣旨に適合しないと認められる者

（2）補助金額

旅程	補助額
日帰り	1 補助事業者あたり補助対象経費の1 / 2以内で8万円を上限
一泊二日	1 補助事業者あたり補助対象経費の1 / 2以内で16万円を上限

（3）補助対象経費

謝金等、人件費・旅費、宿泊費、印刷費、需用費、役務費、宣伝費、使用料 等

※食糧費、領収書がない等用途が不明な経費、恒常的な運営費等は補助対象外とします。詳細は、「令和8年度移住・定住促進支援事業応募要領」をご確認いただくとともに、下記へお問い合わせください。

3 補助事業の募集受付期間

令和8年4月17日（金）～令和9年2月5日（金）

※予算に達し次第募集を終了します。

4 補助金の交付決定

申請書類の到達の日から起算して15日以内（休日及び補正に要する日数は含まない）に、県民局において事業の内容や効果等を審査のうえ採択事業を決定し、通知及び交付決定の手続を行います。

5 申請方法等

募集についての詳細や申請書類については、同応募要領をご覧ください。

なお、「丹波県民局ホームページ」から応募要領、申請書類をダウンロードできます。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/press/20260417.html>

6 申請書類の提出先

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

FAX：0795-72-3077

E-mail：tambakem@pref.hyogo.lg.jp

（受付時間9：00～17：30、土日祝を除く）

発表者名 (担当者名)	連絡先電話番号
副 局 長 上田 真也 県民躍動室室長補佐 兼地域共創課長 細井 克敏	0795-73-3779